

はじめに

「誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ」 の実現を目指して



我が国では、1998年（平成10年）以降、自殺者数は3万人を超える状態が続いていました。2006年（平成18年）に「自殺対策基本法」が制定、翌年には「自殺総合対策大綱」が策定され、自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は徐々に減少し、年間2万169人まで減少してまいりました。

しかし、昨年一年間は11年ぶりに自殺者数が増加に転じ、国際的にみても日本の自殺死亡率は依然として高い水準が続いております。2016年（平成28年）に自殺対策基本法の改正により、誰もが「生きることの包括的支援」として必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられたところです。

こうした背景を踏まえ、本市では、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、「いのち支える宮津市自殺対策推進計画」を策定いたしました。

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」です。自殺対策を推進するうえで重要なことは、人と人、人と地域社会がつながり、支え合いながら、地域のコミュニティを育んでいく。それを面として、自殺対策のセーフティネットとして社会的な支援の手を差し伸べること、そうした取組を進めていくことにより、誰ひとり自殺を考えたことがない地域社会につながっていくものと考えております。

自殺対策は、“生きることの包括的な支援であり、生き心地のよい地域をつくる”ということをも市民の皆様とともに認識・共有しながら、地域一丸となって『誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ』の実現を目指してまいります。

計画の推進にあたりましては、行政だけでなく、市民、地域、関係団体等との協働により推進していくことが必要と考えておりますので、今後も皆様の格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議をいただきました「宮津市自殺対策推進協議会」委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

2021年（令和3年）3月

宮津市長 城崎 雅文